

南足柄市文化会館附属設備 及び 器具等使用料

	附属設備及び器具等名	単位	1回に付(円)	備付数	備 考	大ホール	小ホール
舞 台 設 備 等	ピアノフルコンサート	1台	8,000	1 台	スタインウェイD-274型 (調律料別)	○	
	ピアノセミコンサート	1台	4,000	1 台	スタインウェイC-227型 (調律料別)		○
	ピアノセミコンサート	1台	1,000	1 台	ヤマハC-5型(調律料別)	リハーサル室	
	音響反射板	1式	5,000	1 式	天板ライト 500W(ハロゲン)×43灯付	○	
		1式	2,500	1 式	天板ライト 150W(ハロゲン)×21灯付		○
	指揮者台	1台	300	1 台	909×1,212 譜面台付	○	
		1台	300	1 台	757×909 譜面台付		○
	演奏者用譜面台	1台	100	99 台			○
	コントラバス用椅子	1脚	100	8 脚			○
	所作台	1式	7,000	1 式	909×3,636×121 29枚	○	
	花道用所作台	1式	2,000	1 式	上手・下手各一式	○	
	仮設鳥屋囲	1式	800	1 式	H=2,424	○	
	平台(足類付)	1台	200	62 台	2尺×6尺(10)・3尺×6尺(20) 4尺×6尺(20)・6尺×6尺(10) 3尺×3尺(2)		○
	金屏風	1双	1,500	1 双	2,424×727×6曲		○
	鳥ノ子屏風	1双	1,500	1 双	2,424×727×6曲		○
	松羽目	1式	1,500	1 式	H4,545×W14,545	○	
		1式	800	1 式	H3,636×W10,909		○
	竹羽目	1式	1,800	1 式	H4,545×W7,272	○	
	めくり台	1台	100	1 台	H=1,500		○
	大太鼓	1式	700	1 式	φ=606		○
	長座布団	1枚	100	10 枚	540×1,800 緋		○
	高座用座布団	1枚	150	2 枚	750×750 緋・紺		○
上敷ござ	1枚	150	13 枚	900×18,000 5枚		○	
				900×3,600 5枚			
				900×12,000 3枚			
紗幕	1式	800	1 式	19,000×7,000 黒・白	○		
	1式	500	1 式	12,000×6,000 黒・白		○	
地がすり	1式	700	各 1	18,000×10,000 黒・グレー	○		
	1式	700	各 1	13,000×5,000 黒・グレー		○	
毛せん	1枚	200	10 枚	1,800×3,600 緋		○	
姿見鏡	1台	150	4 台	350×1,500		○	
舞台用塩化ビニールシート	1枚	350	11 枚	1,800×9,000	○		
	1枚	350	3 枚	1,800×12,000		○	
司会者台	1台	300	2 台	デコラ貼・ローズウッド	○	○	
演台	1式	600	1 式	2,400×900 旗・花台付	○		
	1式	500	1 式	1,800×900 旗・花台付		○	
レクチャー台	1台	300	1 台	600×450×1,000		○	
長机(舞台用)	1卓	100	9 卓	1,800×600×700	○		
	1卓	100	4 卓	1,800×600×700		○	
長机(立食・展示用)	1卓	200	16 卓	1,800×900×700		○	
椅子(舞台用)	1脚	50	175 脚	大ホール110脚、小ホール65脚		○	
持込器具使用電力料	1kw	200		持込器具の表示消費電力		○	

[裏面へ]

※備 考

- 1 1回の使用とは、午前・午後・夜間の区分によります。
- 2 使用料は、準備(舞台の仕込み)開始から片付け(舞台上の現状復帰)までの使用区分にかかります。
- 3 ピアノ調律はお客様ご自身でお申し込みください。(条件あり。調律時間は2時間を目安にしてください)

平成26年3月15日現在

	附属設備及び器具等名	単位	1回(に付(円))	備付数	備 考	大ホール	小ホール
照 明 設 備	フットライト	1列	700	1 列	60W ×12灯 4色 9台	○	
		1列	500	1 列	60W ×12灯 3色 6台		○
	ローア・ホリゾンライト	1列	900	1 列	300W× 8灯 4色 9台	○	
		1列	300	1 列	200W× 9灯 3色 6台		○
	ボーダーライト	1列	800	3 列	200W×90灯 4色	○	
		1列	400	1 列	200W×54灯 3色		○
	アッパー・ホリゾンライト	1列	1,500	1 列	500W×72灯 4色	○	
		1列	700	1 列	200W×54灯 3色		○
	サスペンションスポットライト	1台	250	74 台	1kw 8インチ 平凸 30台 1kw 8インチ フレネル 44台	○	
		1台	200	35 台	1kw 8インチ 平凸 17台 1kw 8インチ フレネル 18台		○
		1台	250	26 台	1kw 8インチ 平凸	○	
	フロントサイドスポットライト	1台	250	26 台	1kw 8インチ 平凸	○	
		1台	200	16 台	1kw 8インチ 平凸		○
	第1シーリングスポットライト	1台	300	32 台	1.5kw 8インチ 平凸	○	
	第2シーリングスポットライト	1台	300	16 台	1.5kw 8インチ 平凸	○	
	シーリングスポットライト	1台	200	16 台	1kw 8インチ 平凸		○
	センターピンスポットライト	1台	2,000	2 台	2kw クセノン整流器付	○	
		1台	1,000	2 台	400w メタルハライド		○
	ストリップライト	1台	100	4 台	0.9m(100wハロゲン× 6灯)		○
		1台	200	8 台	1.8m(100wハロゲン×12灯)		○
移動用スポットライト	1台	350	16 台	1.5kw(丸茂FQ)		○	
	1台	250	62 台	1kw		○	
	1台	250	24 台	650W(ITOスポットライト)		○	
	1台	250	48 台	PAR64(500W)		○	
	1台	250	42 台	500W		○	
スライドキャリア	1式	1,300	2 台	エフェクトスポット(レンズ付)		○	
ディスクマシーン	1式	1,300	2 台	エフェクトスポット(レンズ付)		○	
波エフェクトマシーン	1台	1,300	4 台			○	
ミラーボール	1台	800	各 1 台	置型・吊型		○	
マルチストロボ	1式	1,000	2 式			○	
星球	1式	800	1 式	24灯・4組		○	
ブラックライト	1式	800	1 式	蛍光灯型6台		○	
音 響 設 備	拡声装置	1式	3,000	1 式	マイク2本付	○	
		1式	2,000	1 式	マイク2本付		○
	コンデンサーマイク	1本	800	19 本	ソニー製・AKG製・ノイマン製 スタンド付		○
	ダイナミックマイク	1本	500	44 本	シユアー製・ゼンハイザー製 スタンド付		○
	ワイヤレスマイク	1本	1,500	10 本	受信装置・スタンド・電池付	○	○
	ガンマイク	1本	1,000	4 本	スタンド付		○
	バウンダリーマイク	1本	800	7 本	アムクロン製・PZM-30D PCC-160		○
	三点吊りマイク装置	1式	700	1 式	サンケン製・CMS-II	○	
		1式	600	1 式	サンケン製・CMS-II		○
	移動用スピーカー	1台	700	6 台	エレクトロボイス製 TX1122(許容入力500W)		○
		1台	700	8 台	エレクトロボイス製 TX1152FM(許容入力500W)		
		1台	500	6 台	エレクトロボイス製 SX300(許容入力300W)		
	エコーマシーン	1台	1,500	1 台	ヤマハ製	○	○
	カセットレコーダー	1台	800	4 台	タスカム製		○
	CDプレイヤー/レコーダー	1台	1,000	2 台	タスカム製		○
CD/メモリーレコーダー	1台	1,000	4 台	タスカム製		○	
MDレコーダー	1台	1,000	4 台	タスカム製		○	
サブミキサー	1台	1,500	1 台	ヤマハ製		○	
スクリーン	1枚	1,000	1 枚		○	○	

生涯学習センター本館使用料

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
ホール	入場料（会費）を徴収する場合	円 8,000	円 11,000	円 11,000
	入場料（会費）を徴収しない場合	4,000	5,500	5,500
舞台	入場料（会費）を徴収する場合	5,000	6,000	6,000
	入場料（会費）を徴収しない場合	2,500	3,000	3,000
大会議室		1,200	1,500	1,500
第1会議室		400	500	500
第2会議室		800	1,000	1,000
第3会議室		400	500	500
第4会議室		400	500	500
視聴覚室		900	1,200	1,200
和室		900	1,200	1,200
茶室		300	400	400
美術工芸室		900	1,200	1,200
調理実習室		800	1,000	1,000
楽屋		200	300	300
暗室		100	100	100
炉室		100	100	100

器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考	
舞台照明設備	フットライト		円 300	1列	
	ロア Horizont ライト		750	1列	
	ボーダーライト		750	1列	
	サスペンション スポットライト		80	1灯	
	アッパー Horizont スポットライト		750	1列	
	サイド スポットライト		80	1灯	
	シーリング スポットライト		80	1灯	
	HMI ピン スポットライト		300	1灯	
	天反ライト		400	1式	
	スポットライ ト	500ワット		40	1灯
		1キロワット		80	1灯
		2キロワット		150	1灯
	フット スポットライト		40	1灯	
	スポックス		40	1灯	
	ストリップライト		100	1式	
	エフェクトマシン		200	1台	
	ファイアーエフェクト		200	1台	
	オーロラマシン	午前・午後・夜間	200	1台	
	オーバーヘッドマシン	各1回	200	1台	
	ミラーボール		200	1台	
Aセット (反響 板使用の音楽 会等用)	サイド スポットライト シーリング スポットライト 天反ライト		2,000	1セット	
Bセット (講)	ボーダーライト サスペンション スポットライト		4,000	1セット	

	演、式典、映画 会等用)	サイドスポットライト シーリングスポットライト		
	Cセット(カラ ー照明を使用 する歌謡、演劇 等用)	ロア Horizont ライト ボーダーライト サスペンションスポットライト アッパー Horizont ライト HMI ピンスポットライト スポットライト 照明マシン カラーシート	8,000	1セット
ホール・舞台用 設備	反響板		3,000	1式
	所作台		5,000	1式
	能舞台セット		5,000	1式
	金びょうぶ		1,000	1式
	グランドピアノ		2,000	1台
	拡声装置(マイクロホン付き)		3,000	1式
	ワイヤレスマイクロホン	午前・午後・夜間 各1回	1,000	1本
	CDプレーヤー		500	1台
	テープレコーダー		500	1台
	16ミリ映写機		1,500	1台
	スライド映写機		800	1台
	ビデオプロジェクターセット		1,100	1式
	コンセント		200	1口
展示用照明設備	1日	2,000	1式	
上記以外の施設 用設備	大会議室拡声装置(マイクロホン付き)		500	1式
	ワイヤレスマイクロホン		650	1本
	ピアノ		500	1台

電子オルガン		300	1台
カラオケセット	午前・午後・夜間	500	1式
テレビジョン・ビデオテープレコーダーセット	各1回	500	1式
16ミリ映写機		500	1台
オーバーヘッドプロジェクター		300	1台
ガステーブル		200	1台
コンセント		100	1口
大会議室展示用照明設備	1日	300	1式
電気炉	1時間	400	1台
七宝電気炉	午前・午後・夜間 各1回	200	1台

中部公民館使用料

区分	1 時間
	円
講堂	990
美術工芸室	550
調理実習室	770
和室	330
視聴覚室	550
会議室	490
研修室	490

器具使用料

設備名	金額	備考
	円	
電気炉	550	1回

斎場使用料

使用区分		単位	市内居住者		市外居住者		南足柄市居住者	
			火葬室	遺体安置室	火葬室	遺体安置室	火葬室	遺体安置室
死体	大人	1体につき	円 0	円 8,000	円 38,000	円 8,000	円 27,000	円 8,000
	小人 (12歳未満、死胎児)	1体につき	0	8,000	19,000	8,000	14,000	8,000
臓器等		1室につき	0	8,000	6,000	8,000	5,000	8,000

漁港施設占用料

土砂採取料

区分	単位	料金
土砂の採取	採取量1立方メートルにつき	円 300

占用料

区分	単位	料金
通路、作業場、材料置場その他現状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年につき	円 280
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	占有面積1平方メートル1年につき	620
住宅、事務所及び工場	占有面積1平方メートル1年につき	900
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー	占有面積1平方メートル1年につき	3,360
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱	1基1年につき	740
広告板その他これに類する物件	小田原市道路占用料徴収条例別表の規定を準用して 得た額	
電柱、電話柱、支線柱その他の柱類		
上空又は地下に設ける線類		
配管類		

都市公園(行為)使用料

行為の種類	小田原市		南足柄市	
	単位	金額 (円)	単位	金額 (円)
露店	1平方メートル 1日につき	200		
行商	1日に付き	400	1日に付き	200
常時業として行う写真撮影	1日に付き	4,000	1日に付き	500
会費を徴収して行う写真撮影会の開催	撮影機1台 1月につき	2,000		
業として行う映画の撮影	1日に付き	10,000	1日に付き	1,000
業として行う興行	1平方メートル 1日につき	10	1日につき	2,000
展示会、展覧会、集会その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	4	1平方メートル 1日につき	2
			1時間に付き	競技会等 200

【減免基準】

○小田原市

市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

○南足柄市

市長は、公共の目的のため都市公園において行為をし、又は有料の公園施設の利用をする場合において、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

都市公園占用料

占用の種類		小田原市		南足柄市		
		単位	金額(円)	単位	金額(円)	金額 (円/月)
電柱	第1種	1本 1月につき	228	1本 1年につき	1,620	135.0
	第2種	1本 1月につき		1本 1年につき	2,530	210.8
	第3種	1本 1月につき		1本 1年につき	3,430	285.8
電話柱	第1種	1本 1月につき	132	1本 1年につき	1,460	121.6
	第2種	1本 1月につき		1本 1年につき	2,370	197.5
	第3種	1本 1月につき		1本 1年につき	3,270	272.5
その他の柱		1本 1月につき		1本 1年につき	110	9.1
共架電線その他上空に設ける線類		1本 1月につき	1.3	長さ1メートル 1年につき	15	1.2
地下に設ける電線その他の線類		1本 1月につき	1.3	長さ1メートル 1年につき	7	0.5
変圧塔その他それに類するもの		1個 1月につき	265	1個 1年につき	2,260	188.3
地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートル1月につき				
送電塔				占有面積1平方メートル1年につき	2,260	188.3
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	5	長さ1メートル 1年につき	75	6.2
	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	8			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	12	長さ1メートル 1年につき	110	9.1
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	16	長さ1メートル 1年につき	150	12.5
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	24	長さ1メートル 1年につき	300	25.0
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	32			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	55	長さ1メートル 1年につき	750	62.5
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	80			
	外径が1.0メートル以上2.0メートル未満のもの	長さ1メートル 1月につき	159	長さ1メートル 1年につき	1,500	125.0
外径が2メートル以上のもの	長さ1メートル 1月につき	318				
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個 1月につき	111	1個 1年につき	940	78.3
公衆電話所		1個 1月につき	265	1個 1年につき	2,260	188.3
標識		1本 1月につき	212	1個 1年につき	1,800	150.0
工事用仮囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		占有面積1平方メートル1月につき	212	占有面積1平方メートル1日につき	12	360.0
上記に該当しないもの		占有面積又は表示面積1平方メートル1月につき	42	占有面積又は表示面積1平方メートル1日につき	2	60.0

【減免基準】

○小田原市

市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

○南足柄市

市長は、公共の目的のため都市公園において行為をし、又は有料の公園施設の利用をする場合において、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

**小田原市駅前広場・大雄山駅前広場の占用・掘削・乗入れの許認可事務に関する
占用料及び使用料**

小田原市駅前広場

① 占用料及び使用料

占用の許可又は乗入れの許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、下表に定めるところにより算出した占用料又は使用料の額に、占用許可期間又は乗入れの許可期間（以下「占用許可期間等」という。）の開始の日から起算し、占用許可期間等が満了する日又は占用若しくは乗入れを廃止した日の属する月の占用許可期間等の開始日に応答する日の前日までの月数を乗じて得た額の占用料又は使用料（以下「占用料等」という。）を納付する。

種 類		単 位	金 額
地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1 m ²	A × 0.004 × 1/12
	階数が2のもの		A × 0.006 × 1/12
	階数が3以上のもの		A × 0.008 × 1/12
乗合自動車発着施設		1 台	4,400
営業用タクシー発着施設			2,200
上記以外の占有物件		小田原市道路占用料徴収条例（昭和40年小田原市条例第3号）別表に定めるところによる。	

※この表において「A」とは、近傍類似の土地の、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により小田原市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの額をいう。

【減免基準】

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の事業のために占用するとき。
- (2) 公共の用に供する電気又はガスの事業のために占用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に公共的又は公益的に必要があると認めるとき。

② 路面掘削事務費

路面復旧費の100分の6に相当する額

【減免基準】

市長は、占用者が水道法（昭和32年法律第177号）又は下水道法（昭和33年法律第79号）による工事を行う場合その他特に必要があると認める場合は、事務費を減額し、又は免除することができる。

大雄山駅前広場

①占用料

交通広場の占用に係る占用料（以下「占用料」という。）の額は、南足柄市道路占用料徴収条例（昭和61年南足柄市条例第25号）第2条の規定を準用して算出した額とする。

②使用料

乗合自動車等の乗入れに係る使用料（以下「使用料」という。）の額は、下表の金額の欄に定める金額に、市長が許可した乗合自動車等の乗入れの許可の期間（以下「乗入れ許可期間」という。）の月数を乗じて得た額とする。ただし、当該乗入れ許可期間が翌年度にわたる場合においては、同表の金額の欄に定める金額に、各年度における当該乗入れ許可期間の月数を乗じて得た額の合計額とする。

区 分	単 位	金 額
一般乗合旅客自動車運送事業の用途に供するための施設	1区画につき1月	6,000円
一般乗用旅客自動車運送事業の用途に供するための施設		3,000円

【減免基準】

市長は、占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの。
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) 街灯及び公共の用に供する通路
- (5) 恒例による松かざり及び祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

小田原市道路占用料

占有物件の種類		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1月	円 148
	第二種電柱		228
	第三種電柱		307
	第一種電話柱		132
	第二種電話柱		212
	第三種電話柱		291
	支線柱及び支線		60
	その他の柱類		13
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	1.3
	地下に設ける電線その他の線類	き1月	0.8
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	130
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	80
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	265
	郵便差出箱及び信書便差出箱		111
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	460	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	265	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	5
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		8
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		12
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		16
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		24
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		32
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		55

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			80	
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの			159	
	外径が2メートル以上のもの			318	
法第32条第1項第3号に掲げる施設				265	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			10	
	その他のもの			20	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	$A \times 0.004 \times$	
		階数が2のもの		$A \times 0.006 \times$	
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008 \times$	
	上空に設ける通路	230			
	地下に設ける通路	138			
	その他のもの			20	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	55	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	560	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	560	
		その他のもの		460	
	標識		1本につき1月	212	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	55
		その他のもの		1本につき1月	560
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	55
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	560
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	5,520	
	その他のもの			2,760	
政令第7条第2号に掲げる工作物				265	
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	$A \times 0.025 \times$	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				560	

政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		320
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$A \times 0.014 \times$
	上空に設けるもの	$A \times 0.018 \times$
	その他のもの	$A \times 0.025 \times$
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.014$
	その他のもの	$A \times 0.010 \times$
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	$A \times 0.018 \times$
	その他のもの	$A \times 0.010 \times$
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$A \times 0.014 \times$
	上空に設けるもの	$A \times 0.018 \times$
	その他のもの	$A \times 0.025 \times$
政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.025 \times$
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$A \times 0.014 \times$
	上空に設けるもの	$A \times 0.018 \times$
	その他のもの	$A \times 0.025 \times$
上記以外の占用物件		42 占有面積若しくは表示面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月

※この表において「A」とは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により小田原市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの額をいう。

【減免基準】

占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の事業のために占用するとき。

- (2) 公共の用に供する軌道、電気、ガス又は水道の事業のために占有するとき。
- (3) 道路に出入するための通路（その幅員が4メートル以下のもの又は4メートルを超えるものにあつては4メートル以下の部分、1件に限る。）を設置するために占有するとき。
- (4) 雨水又は汚水を溝きよ等に排水するため必要な排水施設設置のために占有するとき。
- (5) 無料で常時一般の通行の用に供し、これによって交通の便益を増進することができる施設の設置のために占有するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

南足柄市道路占用料

占用物件		占用料	
		単位	金額 (円)
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,620
	第 2 種電柱		2,530
	第 3 種電柱		3,430
	第 1 種電話柱		1,460
	第 2 種電話柱		2,370
	第 3 種電話柱		3,270
	その他の柱類		110
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	15
	地下に設ける電線その他の線類	7	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,100
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	750
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,260
	郵便差出箱及び信書便差出箱		940
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,880
その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,260	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	75
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		110
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		150
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		300
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		750
	外径が 1 メートル以上のもの		1,500
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			2,260
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	$A \times 0.003$
		階数が 2 のもの	$A \times 0.005$
		階数が 3 以上のもの	$A \times 0.006$

	上空に設ける通路		2,580	
	地下に設ける通路		1,290	
	その他のもの		2,260	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	38	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	380	
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	380
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,880
	標識		1 本につき 1 年	1,800
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	38
		その他のもの	1 本につき 1 月	380
	幕（政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	38
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	380
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	3,880
		その他のもの		1,940
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,260
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	380	
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			220	
上記に該当しないもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	$A \times 0.006$	

※Aは、近傍類似の土地の時価の 1 平方メートル当たりの額をいう。

【減免基準】

市長は、占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法第 35 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 18 条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの

- (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に
 応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する立札、看板そ
 の他の物件
- (4) 街灯及び公共の用に供する通路
- (5) 恒例による松かざり及び祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

神奈川県道路占用料

占有物件		単位	占有料
法第 32 条第 1 項 第 1 号に掲げる工 作物	第一種電柱	1 本 1 年	1,660 円
	第二種電柱		2,560 円
	第三種電柱		3,450 円
	第一種電話柱		1,490 円
	第二種電話柱		2,380 円
	第三種電話柱		3,270 円
	支線柱及び支線		680 円
	その他の柱類	150 円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル	15 円
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	9 円
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年	1,460 円
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方 メートル 1 年	890 円
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1 個 1 年	2,970 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,250 円
	広告塔	表示面積 1 平方 メートル 1 年	4,530 円
	その他のもの	占有面積 1 平方 メートル 1 年	2,970 円
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年	62 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メー トル未満のもの		89 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メー トル未満のもの		130 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メー トル未満のもの		180 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メー トル未満のもの		270 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メー トル未満のもの		360 円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		620円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		890円	
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		1,780円	
	外径が2メートル以上のもの		3,570円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			2,970円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		130円	
	その他のもの		200円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.004$	
		階数が2のもの	$A \times 0.007$	
		階数が3以上のもの	$A \times 0.008$	
	上空に設ける通路	占有面積1平方メートル1年	2,260円	
地下に設ける通路		1,360円		
その他のもの		200円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日	45円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月	450円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月	450円
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年	4,530円
	標識	1本1年	2,380円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日	45円
		その他のもの	1本1月	450円
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるもの）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日	45円	

	るものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートル1月	450円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月	4,530円	
		その他のもの		2,260円	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年	2,970円	
政令第7条第3号に掲げる施設				$A \times 0.028$	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月	450円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				300円	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年	$A \times 0.014$	
	上空に設けるもの			$A \times 0.02$	
	その他のもの			$A \times 0.028$	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			$A \times 0.014$	
	その他のもの			$A \times 0.01$	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			$A \times 0.02$	
	その他のもの			$A \times 0.01$	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			$A \times 0.014$	
	上空に設けるもの			$A \times 0.02$	
	その他のもの			$A \times 0.028$	
政令第7条第12号に掲げる器具					$A \times 0.028$
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			占有面積1平方メートル1年	$A \times 0.014$
	上空に設けるもの				$A \times 0.02$
	その他のもの		$A \times 0.028$		

※Aとは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価の1平方メートル当たりの額をいう。

国民健康保険料(税)の減免対象等に関する条例・要綱の比較

1 条例の比較

小田原市国民健康保険条例 (保険料の減免)	南足柄市国民健康保険条例 (国民健康保険税の減免)
<p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)</p> <p>(7) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(1) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(2) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(3) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(4) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間に於ける者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認められた者</p>	<p>第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)</p> <p>(7) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(1) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(2) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(3) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(4) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間に於ける者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p>

2 要綱の比較

小田原市国民健康保険料減免取扱要綱 (減免の対象)	南足柄市国民健康保険税減免要綱 (減免の適用範囲)																				
<p>第25条 条例第25条第1項に規定する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、困難と認められる者とする。</p> <p>(1) 災害により、障害者(地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった者</p> <p><減免割合・減免期間></p> <p>当該年度に係る保険料のうち、災害等を受けた日以降の納期に係る保険料の額について、10分の9の範囲内で減免する。</p> <p>(2) 災害により、納付義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受け取らざるべき金額を控除した額)がその住宅又は家財の価額の10分の3以上である者で、前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、同法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)又は同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるもの。ただし、故意に災害を発生させた場合は、この限りではない。</p> <p><減免割合・減免期間></p> <p>当該年度に係る保険料のうち、災害が発生した日以後6月分(その期間を経過してもなお、資力等がなく見込み所得の状況により損害の程度を減ずることが見込まない)と市長が認める場合にあっては、1年を超えない範囲内で市長が認める期間分とする。)に係る保険料の額について、次の表に定める割合の範囲内で減免する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害程度</th> <th colspan="2">減免割合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上 全額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額 500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円超過</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 損害程度とは納付義務者(その世帯に属する被保険</p>	損害程度	減免割合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上 全額	合計所得金額 500万円以下	2分の1	2分の1	750万円以下	4分の1	4分の1	750万円超過	8分の1	4分の1	<p>第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯で、国民健康保険税を納付することが困難と認められるものについては、当該世帯の納付義務者の申請により、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1) 風水害、火災、震災等により、現に居住する家屋又は事業所その他事業の運営に必要な資産が滅失し、又は著しく毀損したとき。</p> <p><減免割合・減免期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%以上の被害</td> <td>申請のあった日から被災した月以後6箇月以内までに納期が到来するもの</td> </tr> <tr> <td>20%以上 70%未満の被害</td> <td>申請のあった日から被災した月以後4箇月以内までに納期が到来するもの</td> </tr> </tbody> </table>	割合	期間	70%以上の被害	申請のあった日から被災した月以後6箇月以内までに納期が到来するもの	20%以上 70%未満の被害	申請のあった日から被災した月以後4箇月以内までに納期が到来するもの
損害程度		減免割合																			
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上 全額																			
合計所得金額 500万円以下	2分の1	2分の1																			
750万円以下	4分の1	4分の1																			
750万円超過	8分の1	4分の1																			
割合	期間																				
70%以上の被害	申請のあった日から被災した月以後6箇月以内までに納期が到来するもの																				
20%以上 70%未満の被害	申請のあった日から被災した月以後4箇月以内までに納期が到来するもの																				

小田原市国民健康保険料減取扱要綱	南足柄市国民健康保険料減取扱要綱																																			
<p>者を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害に より受けた損害金額(保険金、損害賠償金等により補 てんされるべき金額を控除した額)がその住宅又は家 財の価額に占める割合をいう。</p>	<p>(2) 3箇月以上の長期にわたる疾病又は負傷によ り、過去3箇月間の医療費支払額(医療費の総支 払額から高額療養費相当額及び保険等で補填され る額を控除した額)が過去3箇月間の世帯の収入 の平均額(以下「月平均収入額」という。)の30 パーセント以上かつ月平均収入額が生活保護法に よる保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号) の規定による生活扶助基準(居宅の場合の基準生 活費をいう。)、教育扶助基準及び住宅扶助基準 の2級地-1の基準により算定した額(以下「保 護基準額」という。)の120パーセント以下であ るとき。</p> <p>＜減免割合＞</p> <table border="1" data-bbox="635 1146 821 1624"> <tr> <th>支払割合</th> <th>30%以上 50%未満</th> <th>50%以上 70%未満</th> <th>70%以上</th> </tr> <tr> <th>世帯人員</th> <td>1人~2人</td> <td>30%</td> <td>40%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3人~4人</td> <td>40%</td> <td>50%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>5人~6人</td> <td>50%</td> <td>60%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>60%</td> <td>70%</td> <td>80%</td> </tr> </table> <p>＜減免期間＞ 申請のあった日から同一年度内までに納期が到来 するもの</p> <p>(3) 事業の休止若しくは廃止、事業不振又は失業 (定年又は自己都合による退職を除く。)等の事 由により、納付義務者又はその世帯に属する被保 険者の減免の対象となる年度の見込所得が当該保 険料の算出に用いた所得(400万円を超える場合 は、400万円とする。)と比較して著しく減少し た者</p> <p>＜減免割合・減免期間＞ その事由の発生後6月分(その期間を経過しても なお、資力等がなく見込み所得の状況により損害の 程度を減ずることが見込めない)と市長が認める場合 にあっては、1年を超えない範囲内で市長が認める 期間分とする。)に係る所得割額について、次の表 に定める割合の範囲内で減免する。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1146 1316 1624"> <tr> <th rowspan="2">見込所得 金額の減少割合</th> <th colspan="2">減免割合</th> </tr> <tr> <td>200万円 以下</td> <td>400万円 以下</td> </tr> <tr> <td>100%減少した場合</td> <td>100%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>70%以上減少した場合</td> <td>80%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少した場合</td> <td>60%</td> <td>20%</td> </tr> </table>	支払割合	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上	世帯人員	1人~2人	30%	40%	50%	3人~4人	40%	50%	60%	5人~6人	50%	60%	70%	7人以上	60%	70%	80%	見込所得 金額の減少割合	減免割合		200万円 以下	400万円 以下	100%減少した場合	100%	60%	70%以上減少した場合	80%	40%	50%以上減少した場合	60%	20%
支払割合	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上																																	
世帯人員	1人~2人	30%	40%	50%																																
3人~4人	40%	50%	60%																																	
5人~6人	50%	60%	70%																																	
7人以上	60%	70%	80%																																	
見込所得 金額の減少割合	減免割合																																			
	200万円 以下	400万円 以下																																		
100%減少した場合	100%	60%																																		
70%以上減少した場合	80%	40%																																		
50%以上減少した場合	60%	20%																																		

小田原市国民健康保険料減取扱要綱	南足柄市国民健康保険料減取扱要綱						
<p>(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当す る者</p> <p>＜減免割合・減免期間＞ 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する 事由が発生した月から、該当する事由が消滅する月 までの納期に係る保険料について、該当するに至っ た被保険者の所得割額、均等割額及び平等割額(当 該世帯に属する被保険者の全員が該当するに至った 場合に限る。)を免除するものとする。</p> <p>条例第25条第1項第2号の旧被扶養者減免につい ては、「高齢者医療確保法施行に伴う小田原市国民 健康保険料減取扱要綱」で詳細を規定</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める 者</p> <p>＜減免割合・減免期間＞ その都度市長が定める。</p>	<p>(4) 当該世帯の申請年の年間収入見込額が保護基準 額を12倍した額の120パーセント以下である場合 において、資金力が近い将来回復する見込みがな いとき。</p> <p>＜減免割合＞</p> <table border="1" data-bbox="311 152 454 629"> <tr> <td>年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の100%以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の100%を超え110%以下</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の110%を超え120%以下</td> <td>60%</td> </tr> </table> <p>＜減免期間＞ 申請のあった日から同一年度内までに納期が到来 するもの</p> <p>(5) 国民健康保険法第59条の規定により被扶養の給付 等の制限を受けるとき。</p> <p>＜減免割合・減免期間＞ 国民健康保険法第59条各号に該当する期間中に到 来する納期の保険料のうち、該当する被保険者に係 る国民健康保険料の100%</p> <p>(6) 条例第27条第1項第2号に該当する被保険者及 び同号中「被保険者の資格」とあるのを「本市に 転入した者であつて、転入前に住所を有する市区 町村の国民健康保険の被保険者の資格」と読み替 えて同号の規定を適用した場合に同号に該当する 被保険者(以下「旧被扶養者」という。)が属す るとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と 認めるとき。</p> <p>＜減免割合・減免期間＞ 市長が定めるところによる。</p> <p>※表の左欄「小田原市国民健康保険料減取扱要綱」中の減免割合及び減免期間は、同要綱第3条、別表第1及び 別表第2で規定している。</p> <p>※表の右欄「南足柄市国民健康保険料減取扱要綱」中の減免割合及び減免期間は、同要綱第3条及び別表第1で規定 している。</p>	年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の100%以下	100%	年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の100%を超え110%以下	80%	年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の110%を超え120%以下	60%
年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の100%以下	100%						
年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の100%を超え110%以下	80%						
年間収入見込額が保護基準額を 12倍した額の110%を超え120%以下	60%						

小田原市-南足柄市階層比較表【現況】

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位：円		階層区分		小田原市		南足柄市		
	定義	徴収額	階層区分	定義	負担額	階層区分	定義	負担額	
第 1	生活保護法による被保護世帯	0	A	生活保護法による被保護世帯	0	A	生活保護法による被保護世帯	0	
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	B	市民税非課税世帯 市民税均等割課税 (ひとり親世帯等)	0	B	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	
	市民税非課税世帯 市民税均等割課税 (年収～270万円)	3,000		市民税非課税世帯	3,000		市民税非課税世帯	3,000	
第 3	市民税所得割 77,100円以下 年収～360万円	16,100	C 1	ひとり親世帯等	7,500	C 1	ひとり親世帯等	7,500	
				その他の世帯	16,100		その他の世帯	16,100	
第 4	市民税所得割 211,200円以下 年収～680万円	20,500	C 2	77,101円以上 211,200円未満	20,500	C 2	77,101円以上 211,200円未満	20,500	
				211,201円以上 241,200円未満	24,000				
第 5	市民税所得割 211,201円以上 年収680万円～	25,700	C 4	241,200円以上 281,200円未満	24,400	C 3	211,201円以上	25,700	
				281,201円以上	25,700				

小田原市-南足柄市 階層比較表【現況】

2号認定月額利用者負担

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:万円		小田原市			南足柄市		
	階層区分	徴収額	定義	標準	短時間	階層区分	標準	短時間
第1	A	0	生活保護法による被保護世帯	0	0	A	生活保護法による被保護世帯	0
	B	0	市民税非課税世帯(2より親世帯等)	0	0	B	市民税非課税世帯(2より親世帯等)	0
第2	6,000		市民税非課税世帯(2より親世帯等)	2,000	1,900	3,000	3,000	3,000
			市民税非課税世帯(年収~56万円)	6,400	6,300			
			市民税均等割課税	8,500	8,400	8,000	7,800	
第3	16,500		市民税均等割課税	10,000	9,800			
			市民税所得割	11,500	11,300	11,000	10,600	
			市民税所得割	14,000	13,800	14,000	10,600	
第4	27,000		市民税所得割	16,000	15,700	14,000	13,600	
			市民税所得割	19,000	18,700	14,000	13,600	
			市民税所得割	22,000	21,600	17,000	16,600	
			市民税所得割	24,000	23,600	21,000	20,400	
			市民税所得割	25,000	24,600			
			市民税所得割	26,500	26,000	25,000	24,400	
			市民税所得割	27,500	27,000	29,000	28,100	
第5	41,500		市民税所得割	28,500	28,000	32,000	31,100	
			市民税所得割	29,000	28,500	35,000	34,100	
			市民税所得割	30,000	29,500	37,000	35,800	
			市民税所得割	30,000	29,500	39,000	37,800	
第6	58,000		市民税所得割	30,000	29,500			
			市民税所得割	30,000	29,500			
			市民税所得割	30,000	29,500			
			市民税所得割	30,000	29,500			
			市民税所得割	30,000	29,500			
第7	77,000		市民税所得割	30,000	29,500			
			市民税所得割	30,000	29,500			
第8	101,000		市民税所得割	30,000	29,500			
			市民税所得割	30,000	29,500			

3号認定月額利用者負担

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:万円		小田原市			南足柄市		
	階層区分	徴収額	定義	標準	短時間	階層区分	標準	短時間
第1	A	0	生活保護法による被保護世帯	0	0	A	生活保護法による被保護世帯	0
	B	0	市民税非課税世帯(2より親世帯等)	0	0	B	市民税非課税世帯(2より親世帯等)	0
第2	9,000		市民税非課税世帯(2より親世帯等)	3,000	2,900	4,000	4,000	
			市民税非課税世帯(年収~56万円)	9,300	9,100			
			市民税均等割課税	11,400	11,200	9,000	8,800	
第3	19,500		市民税均等割課税	13,000	12,800			
			市民税所得割	16,000	15,700	13,000	12,600	
			市民税所得割	18,500	18,200	13,000	12,600	
第4	30,000		市民税所得割	21,500	21,100	16,000	15,600	
			市民税所得割	25,500	25,100	16,000	15,600	
			市民税所得割	29,500	29,000	20,000	19,600	
			市民税所得割	32,500	31,900	25,000	24,400	
			市民税所得割	36,000	35,400			
			市民税所得割	40,000	39,300	32,000	31,400	
			市民税所得割	44,000	43,300	40,000	39,100	
第5	44,500		市民税所得割	48,000	47,200	47,000	46,100	
			市民税所得割	52,000	51,100	51,000	50,100	
			市民税所得割	56,000	55,000	59,000	57,800	
			市民税所得割	59,000	58,000			
第6	61,000		市民税所得割	61,000	60,000			
			市民税所得割	61,000	60,000			
			市民税所得割	61,000	60,000			
			市民税所得割	61,000	60,000			
			市民税所得割	61,000	60,000			
第7	80,000		市民税所得割	80,000				
			市民税所得割	80,000				
第8	104,000		市民税所得割	104,000				
			市民税所得割	104,000				

小田原市-南足柄市階層比較表【調整(案)】

2号認定月額利用者負担

階層区分	合併後の市		
	定義	標準	短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0
	市民税非課税世帯	2,000	1,900
C1	市民税均等割課税	6,400	6,300
C2	10,000円未満	8,500	8,400
C3	10,000円以上 48,600円未満	10,000	9,800
	48,600円以上 57,300円未満	11,500	11,300
C5	57,300円以上 67,500円未満	14,000	13,800
	67,500円以上 77,700円未満	16,000	15,700
C7	77,700円以上 87,900円未満	19,000	18,700
	87,900円以上 97,000円未満	22,000	21,600
C9	97,000円以上 123,300円未満	24,000	23,600
	123,300円以上 148,500円未満	25,000	24,600
C11	148,500円以上 169,000円未満	26,500	26,000
	169,000円以上 224,400円未満	27,500	27,000
C13	224,400円以上 266,200円未満	28,500	28,000
	266,200円以上 301,000円未満	29,000	28,500
C15	301,000円以上 349,000円未満	30,000	29,500
	349,000円以上 397,000円未満	31,000	30,500
C17	397,000円以上	32,000	31,500

3号認定月額利用者負担

階層区分	合併後の市		
	定義	標準	短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0
	市民税非課税世帯	3,000	2,900
C1	市民税均等割課税	9,300	9,100
C2	10,000円未満	11,400	11,200
C3	10,000円以上 48,600円未満	13,000	12,800
	48,600円以上 57,300円未満	16,000	15,700
C5	57,300円以上 67,500円未満	18,500	18,200
	67,500円以上 77,700円未満	21,500	21,100
C7	77,700円以上 87,900円未満	25,500	25,100
	87,900円以上 97,000円未満	29,500	29,000
C9	97,000円以上 123,300円未満	32,500	31,900
	123,300円以上 148,500円未満	36,000	35,400
C11	148,500円以上 169,000円未満	40,000	39,300
	169,000円以上 224,400円未満	44,000	43,300
C13	224,400円以上 266,200円未満	48,000	47,200
	266,200円以上 301,000円未満	52,000	51,100
C15	301,000円以上 349,000円未満	56,000	55,000
	349,000円以上 397,000円未満	60,000	59,000
C17	397,000円以上	64,000	62,900

市立幼稚園保育料

○小田原市

各世帯の市町村民税の所得割額により7段階に分けて徴収。

区 分		金 額	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A階層を除き市町村民税が非課税又は均等割の額のみ世帯	母子世帯	0円
		その他世帯	3,000円
C1	市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	母子世帯	15,100円
		その他世帯	16,100円
C2	市町村民税の所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	20,500円	
C3	市町村民税の所得割額が211,201円以上241,200円以下の世帯	24,000円	
C4	市町村民税の所得割額が241,201円以上281,200円以下の世帯	24,400円	
C5	市町村民税の所得割額が281,201円以上の世帯	25,700円	

※所得割額が77,100円以下の世帯で同一世帯内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額（100円未満は切り捨て）、第3子以降は無料。

【減免基準】

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた場合 免除
- ・災害により損失を受け、又は保護者若しくは同居の親族が疾病にかかり、若しくは死亡したため、保育料等の支払が困難と認められる場合 市長が別に定める額の減額又は免除
- ・上記に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が別に定める額の減額又は免除

○南足柄市

月額6,500円（一律）

【減免基準】

区 分		金 額	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）	1人目	3,000円
		2人目	1,500円
		3人目	0円
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	3人目	0円
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	3人目	0円
E	市町村民税所得割課税額211,201円以上	3人目	0円
F	災害を受け、保育料の支払が困難、保護者の死亡、疾病等により保育料の支払が困難、特別な理由により保育料の支払が困難	教育長が認める額	

○調整（案）

各世帯の市町村民税の所得割額により5段階に分けて徴収。

区 分		金 額	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A階層を除き市町村民税が非課税又は均等割の額のみ世帯	母子世帯	0円
		その他世帯	3,000円
C1	市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	母子世帯	15,100円
		その他世帯	16,100円
C2	市町村民税の所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	20,500円	
C3	市町村民税の所得割額が211,201円以上の世帯	25,700円	

※所得割額が77,100円以下の世帯で同一世帯内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額（100円未満は切り捨て）、第3子以降は無料。

【減免基準】

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた場合 免除
- ・災害により損失を受け、又は保護者若しくは同居の親族が疾病にかかり、若しくは死亡したため、保育料等の支払が困難と認められる場合 市長が別に定める額の減額又は免除
- ・上記に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が別に定める額の減額又は免除

水道料金表(2か月)(税抜)

使用水量 (㎡)	小田原市 (平成29年1月から)					南足柄市					
	家庭用	事業用	浴場用	臨時用	共用栓	一般用	臨時用				
1~16	基本料金 1,640円	基本料金 1,720円	基本料金 4,600円	基本料金 10,400円	基本料金 1,640円 (16㎡に使用 戸数等に乗 じて得た水 量まで、1,6 40円に使用 戸数等に乗 じて得た金 額)	基本料金 1,400円	210円				
17~20	15円	15円		15円	110円 (16㎡に使用 戸数等に乗 じて得た水 量を超える分)						
21~30	110円	140円		75円							
31~40	130円	150円				95円					
41~60	170円	170円						135円			
61~100	200円	205円				430円			150円		
101~200	205円	235円		40円	170円						
201~400								250円		180円	
401~600		260円									190円
601~2,000											
2,001~4,000		260円	200円								
4,001~10,000					260円		200円				
10,000~		260円	200円								

水道利用加入金 減免に係る比較調書

区分	小田原市	南足柄市												
新設工事	<p>工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が自己の居住の用に供する住宅又は地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるもの。</p> <table border="1" data-bbox="316 1249 395 1639"> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>20ミリメートル以下</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>	メーターの口径	金額	20ミリメートル以下	70,000円	<p>新設工事の申込み時に水道事業が供給する水道水を自ら所有していない給水装置を用いて3年以上一般家庭において使用している者が、一般家庭において使用している給水装置を新設する場合に限る。</p> <table border="1" data-bbox="245 380 405 900"> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>加入金（1給水装置につき）</th> </tr> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>80,000円</td> </tr> </table>	メーターの口径	加入金（1給水装置につき）	13ミリメートル	40,000円	20ミリメートル	60,000円	25ミリメートル	80,000円
メーターの口径	金額													
20ミリメートル以下	70,000円													
メーターの口径	加入金（1給水装置につき）													
13ミリメートル	40,000円													
20ミリメートル	60,000円													
25ミリメートル	80,000円													
減額	<p>ア 自治会が設置する公民館、集会所、児童遊園地等に給水装置を新設し、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合は、当該メーター1個につき条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額</p> <p>イ 公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（水道事業管理者が認めた場合を除く。）に他の場所にこれらを新設しなければならぬ場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額より多いときは、撤去に係る加入金相当額を減額するものとする。</p> <p>ウ 給水装置の所有者（次の工に定める共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数が撤去する水道メーターの個数以下であったり、口径が増すときは、新設する水道メーターの個数分に対応する撤去する水道メーターの口径に係る加入金相当額を減額するものとする。</p> <p>エ 共同住宅（1棟の中に2戸以上を有する住宅で、次に掲げる条件を備えているもの。以下同じ。）において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、水道メーターに係る加入金相当額を減額するものとする。</p> <p>オ 各戸ごとに独立して生計を営むことのできる構造を有し、専用の台所及び便所を備えていること。</p> <p>カ 各戸ごとに給水栓又は給水用具を有すること。</p> <p>ク 各戸ごとに水道メーター又は子メーターを設置すること。</p> <p>コ 申請者が工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有し、かつ、共同住宅の1戸を自己の居住の用に供するため、口径20ミリメートル以下の水道メーター（子メーターを含む。）を設置する場合において、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるときは、条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に108を乗じて得た額に減額するものとする。ただし、水道メーターと子メーターを設置する場合において、子メーターに係る額が水道メーターに係る額より多いときは、水道メーターに係る額を限度として減額する。</p>													

水道利用加入金 減免に係る比較調査

	<p>カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合、改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。</p>
	<p>キ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合、水道メーターの改造に係る額と子メーターの増設に係る額のいずれが多い額に既設の水道メーター及び子メーターに係る加入金相当額のいずれが多い額を加えて得た額が、改造後の水道メーターに係る加入金相当額と増設後の子メーターに係る加入金相当額のいずれが多い額より多いときは、その差額を減額するものとする。</p>
	<p>ク 共同住宅において、給水装置の所有者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人を除く。）が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。</p>
	<p>ケ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額より多いときは、改造前の加入金相当額を減額するものとする。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。</p>
	<p>コ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に子メーターを設置する場合において、水道メーターに係る額が子メーターに係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。</p>
	<p>サ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために共同住宅の給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の子メーターに係る加入金の額が工事前の子メーターに係る加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。</p>
	<p>シ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅と同一棟に店舗を建て、それぞれに子メーター（口径20ミリメートル以下に限る。）を設置する場合は、一般の住民のために建築する住宅に係る子メーター1個につき条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に100分の108を乗じて得た額に減額するものとする。</p>
	<p>ス 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のための住宅を増築することにより子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合において、改造に係る額が増設に係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。</p>

水道利用加入金 減免に係る比較調査

免除	ア 共用栓として使用している給水装置を同一場所で専用栓に切り替える場合	
	イ 水道局で認めている私設水道メーターを同口径の水道メーターに切り替える場合	
	ウ 公共事業により、給水装置と水道メーター（予メーターを含む。）を撤去し、同時（水道事業管理者が認めた場合を除く。）にこれらを他の場所に新設しなければならぬ場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額以下であるとき。	
	エ 給水装置の所有者（共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらの新設する場合において、新設する水道メーターの個数及び口径が撤去する水道メーターの個数及び口径（20ミリメートル以下の口径は、同口径とみなす。）以下であるとき。	
	オ 共同住宅において、水道メーターによる検針を予メーターによる検針に切り替える場合で、予メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。	
	カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で改造後の水道メーターに係る加入金相当額が予メーターに係る加入金相当額以下であるとき又は予メーターを増設する場合で増設後の予メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。	
	キ 共同住宅において、給水装置の所有者が給水装置と水道メーター（予メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらの新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額以下であるとき。	
	ク 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額以下であるとき。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。	
	ケ 地方公共団体が設置する公園、緑の広場、児童遊園地等に給水施設として、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合	
	コ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に付帯する次に掲げる施設の給水施設 （ア）児童遊園地 （イ）集会所 （ウ）足洗い場 （エ）ごみ置場 （オ）浄化槽及び排水処理施設	
		条令第 36 条の規定により企業立地促進条例第 5 条第 1 項に規定する対象企業が給水装置の新設又は改造の工事により、口径 200 ミリメートルを超えるメーターを設置する場合。加入金の 100 分の 35 に相当する額を軽減する。

下水道事業受益者負担金徴収に係る減免等の基準一覧

1 徴収猶予基準

小田原市			南足柄市		
徴収猶予対象となる土地	猶予率	猶予期間	徴収猶予対象となる土地	猶予率	猶予期間
災害、盗難その他の事故又は特別な理由が生じたことにより、負担金を納付することが困難であると認められる受益者に係る土地	市長が定める率	市長が認定する期間	災害又は盗難により負担金の納付が困難な受益者の土地	市長が認定する率	市長が認定する期間
農地又は山林等として利用されている土地	100%	宅地として利用されるまで	田、畑、山林その他これに準ずる土地（土地の状況により宅地等と認められるものを除く。）	100%	宅地等として使用できるまで
市長がその状況により徴収を猶予することが徴収上有利であると認める土地	市長が定める率	市長が認定する期間	その他市長がその状況により特に徴収猶予をすることが必要であると認めた土地	市長が認定する率	市長が認定する期間
			係争地	100%	受益者が確定するまで
			本人又は本人と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするため負担金の納付が困難な受益者の土地	市長が認定する率	市長が認定する期間
			事業等を廃業し、若しくは休業し、又は当該事業等につき著しい損失を受けたことにより負担金の納付が困難な受益者の土地	市長が認定する率	市長が認定する期間
			その他市長がその状況により負担金の納付が困難であると認めた受益者の土地	市長が認定する率	市長が認定する期間

2 減免基準

小田原市		南足柄市	
減免の対象となる土地	減免率	減免の対象となる土地	減免率
国又は地方公共団体が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用に供する土地	75%	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校（以下「学校等」という。）の施設の用地	75%
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業のため、国又は地方公共団体が設置する社会福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用に供する土地	75%	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）の用地	75%
警察法務収容施設の用に供する土地	75%		
国及び地方公共団体並びにその出先機関の庁舎等の用に供する土地	50%	一般庁舎用地	75%
公務員宿舍の用に供する土地	25%		
公立の病院及び地方公共団体の経営する企業用財産である土地並びに公営施設の用に供する土地	25%	企業用財産用地	50%
道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路及び貯水施設（消防の用に供するものに限る。）の用に供することを予定している土地	100%	道路、公園、河川、水路、消防用貯水施設等に予定している土地	100%
前項に掲げる土地以外の土地で市民会館、公民館、図書館、天守閣、公衆便所等公共用の財産に係るもの	100%	図書館、公民館、体育館その他これらに準ずる施設の用地	75%
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に係る土地	100%	生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地	100%
事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者に係る土地	市長が定める率	事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者が受益者となっている土地	その状況に応じてその都度市長が決定する。
私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する同法第2条第1項に規定する学校の用に供する土地	60%	学校等のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の施設の用地	50%
社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のため、同法第22条に規定する社会福祉法人が設置する社会福祉施設（児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用に供する土地	60%	社会福祉施設のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置する社会福祉施設の用地	50%
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する鉄道事業の用に供する土地		鉄道用地	
(1) 軌道及び無がいのプラットフォームの用に供する土地	100%	(1) 線路用地	100%
(2) (1)に掲げる施設以外の施設の用に供する土地	40%	(2) 線路用地以外の鉄道用地	50%

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教団体が同条に規定する目的のために使用する土地		宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が専らその本来の用に供する同法第3条に規定する境内地	50%
(1) 境内地（有料で使用させるものを除く。）	75%		
(2) 境内地（有料で使用させるものに限る。）	50～70で市長が定める率		
小田原市		南足柄市	
減免の対象となる土地	減免率	減免の対象となる土地	減免率
独立行政法人国立病院機構が直接その本来の事業の用に供する土地	25%		
独立行政法人国立印刷局が直接その本来の事業の用に供する土地	25%		
国又は地方公共団体以外のもが設置する公民館、集会所等公共の施設の用に供している土地		自治会の公民館、児童館その他これらに類する自治会施設の用に供する土地	75%
(1) 使用料を徴収していないもの	100%		
(2) 使用料を徴収しているもの	50%		
公道から公道に通ずる公共性の高い私道用地	100%	公共性が高いと認められる私道	100%
		公営住宅用地	50%
		文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は南足柄市文化財保護条例（平成22年南足柄市条例第16号）に基づき指定された文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地	100%
		自治会又は消防団が管理する防災用又は消防用の施設の用に供する土地	100%
前各項に掲げる土地以外の土地で、実情に応じ、減免することが必要と認められるもの	市長が定める率	その他特に減免する必要があると市長が認めた土地	その状況に応じてその都度市長が決定する。

平成28年度南足柄市通所介護事業所料金表(自己負担額 地域密着型通所介護・5時間以上7時間未満)

○総合支援事業		利用料 (円/月)	加 算		合 計
			(運動機能向上加算)	(サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口)	
	(週1回利用)	1,647	225	48	1,920

○介護予防通所介護	介護度	利用料 (円/月)	加 算		合 計
			(運動機能向上加算)	(サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口)	
	要支援1	1,647	225	48	1,920
要支援2	3,377	225	96	3,698	

○通所介護	介護度	利用料 (円/回)	加 算		合 計
			(個別機能訓練加算Ⅰ)	(サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口)	
	要介護1	641	算定なし	12	653
	要介護2	757		12	769
	要介護3	874		12	886
	要介護4	990		12	1,002
要介護5	1,107	12		1,119	

○機能訓練会	利用料 (円/回)	加 算		合 計
	641			

- ※事業所規模 小規模事業所 ※地域区分 その他(10円)
 ※所要時間 5時間以上7時間未満(午前10時～午後3時)
 ※加算内容 <通所介護> サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口
 <介護予防通所介護> 運動器機能向上加算・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口

未熟児養育医療費助成金に関する負担金

	納入義務者の属する世帯の階層区分	小田原市		南足柄市	
		基準月額	加算基準月額	基準月額	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層に属する世帯を除き、現年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260	2,600	260
C 1	前年分の所得税非課税世帯均等割のみ課税世帯	5,400	540	5,400	540
C 2	であって、現年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,900	790	7,900	790
D 1	A階層及びB階層に	10,800	1,080	10,800	1,080
D 2	属する世帯を除き、前年分の	16,200	1,620	16,200	1,620
D 3	所得税課税世帯であって、そ	22,400	2,240	22,400	2,240
D 4	の所得税の額の区分が次の	34,800	3,480	34,800	3,480
D 5	区分に該当する世帯	49,400	4,940	49,400	4,940
D 6		65,000	6,500	65,000	6,500
D 7		82,400	8,240	82,400	8,240
D 8		102,000	10,200	102,000	10,200
D 9		123,400	12,340	123,400	12,340
D 10		147,000	14,700	147,000	14,700
D 11		172,500	17,250	172,500	17,250
D 12		199,900	19,990	199,900	19,990
D 13		229,400	22,940	229,400	22,940
D 14	6,674,001円以上	養育医療の給付に左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円	養育医療の給付に左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円	養育医療の給付に左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円	養育医療の給付に左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円